

奈 子 育 第 1 1 6 8 号  
令 和 4 年 1 1 月 2 9 日

各 医療機関 管理者 様

奈良市 子ども未来部 子ども育成課長

福祉医療制度における現物給付対象年齢拡大等の実施について（依頼）

平素は本市の福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度本市におきまして、下記のとおり福祉医療制度の改正を予定しております。

つきましては、制度改正以降にご来院される市民の皆様への対応にご協力いただきますとともに、レセコンシステムの改修についても、各医療機関様より各レセコン業者に別紙にてご依頼いただきますようお願いいたします。

何かご不明点ございましたら下記連絡先までお問合せください。ご多忙中お手数をおかけし大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象医療制度

- ・子ども医療費助成制度
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・心身障害者医療費助成制度

2 改正内容

- ①高校生世代への助成対象年齢の拡大（子ども医療のみ）
- ②小中学生の現物給付拡大（子ども医療、ひとり親家庭等医療、心身障害者医療）

3 改正開始時期

- ①令和5年4月診療分
- ②令和5年6月診療分

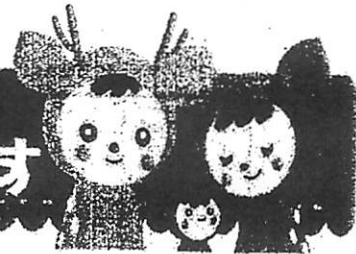
4 その他

- ・なお、将来的には高校生までの現物給付拡大も想定しています。

【連絡先】

奈良市子ども未来部子ども育成課 子ども医療係  
TEL: 0742-34-5042(直通) FAX: 0742-34-4796  
Mail: kodomoikusei@city.nara.lg.jp

# 子どもの医療費助成制度が充実します



新規

令和5年4月診療分から

- I 子ども医療費助成の対象年齢が高校生世代まで拡がります！  
医療機関での窓口で、一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただくと、後日、助成分が自動で振り込まれます。



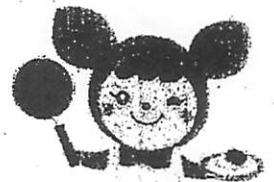
## 18歳年度末(高校卒業)まで対象拡大

- ※ 高校在学の有無は問いません。
- ※ 支給には申請が必要です。(ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成の受給者は対象外です。)
- ※ 一部負担金は、現在の就学児の負担金となります。  
【通院】1,000円 【入院】1,000円(14日未満は500円)【調剤】自己負担なし
- ※ 医療機関窓口にて一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただき、後日助成分が自動で登録の口座に連付される自動償還方式となります。(県内・資格証提示の場合)

変更

令和5年6月診療分から

- II 中学校卒業まで、医療費の医療機関での窓口負担が一部負担金のみになります！！



## 中学校卒業まで対象拡大

- ※ 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成の受給者が対象です。
- ※ 奈良県内の医療機関窓口で受給者資格証を提示いただいた場合に限りです。
- ※ 一部負担金の金額に変更はありません。一部負担金の詳細は受給資格証に記載されています。
- ※ 中学校卒業まで(15歳年度末まで)のお子様を対象です。高校生以上の受給対象者は従来どおり窓口で一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただく必要があります。(後日自動で連付されます。)



【お問合せ先】

奈良市 子ども未来部 子ども育成課 子ども医療係

電話番号:0742-34-5042

FAX 番号:0742-34-4756

(R4.11確定版) 奈良市における福祉医療制度の改正について

別紙

項目	種別	令和5年3月診療分まで	令和5年4月診療分から	令和5年6月診療分から
現物給付方式の範囲	全	0歳から6歳年度末まで(未就学児)	変更なし	0歳から15歳年度末まで(中学校卒業まで)
自動搬送方式の範囲	全	小学生以上	変更なし	高校生 <sup>※</sup> 以上
対象医療機関	全	奈良県内の医療機関	変更なし	変更なし
対象年齢	子ども	15歳年度末まで	18歳年度末まで	変更なし
	身障	年齢制限なし (後期高齢者医療保険加入者を除く)	変更なし	変更なし
公費負担者番号	ひとり	18歳年度末までの子ども親	変更なし	変更なし
	子ども	73290017(未就学児) 71290019(小中学生)	73290017(未就学児) 71290019(小中学生・高校生 <sup>※</sup> )	73290017(未就学児) 73291015(小中学生) 71290019(高校生 <sup>※</sup> )
	身障	83290015(未就学児) 81290017(小学生以上)	変更なし	83290015(未就学児) 83291013(小中学生) 81290017(高校生 <sup>※</sup> 以上)
一部負担金	ひとり	93290013(未就学児) 91290015(小学生以上の子と親)	変更なし	93290013(未就学児) 93291011(小中学生) 91290015(高校生 <sup>※</sup> の子と親)
	子ども	・未就学児 【通院】500円/レセプト 【入院】1,000円/レセプト(14日未満は500円) ・小中学生 【通院】1,000円/レセプト 【入院】1,000円/レセプト(14日未満は500円)	・未就学児 変更なし ・小中学生及び高校生 <sup>※</sup> 【通院】1,000円/レセプト 【入院】1,000円/レセプト (14日未満は500円)	変更なし
	身障	【通院】500円/レセプト 【入院】1,000円/レセプト(14日未満は500円)	変更なし	変更なし
	ひとり	【通院】500円/レセプト 【入院】1,000円/レセプト(14日未満は500円)	変更なし	変更なし
所得制限	全	なし	変更なし	変更なし

※ 「高校生」とは、15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで(ただし、4月1日生まれの方は、15歳の誕生日日から18歳の誕生日の前日まで)をいうものであり、在学の有無は問いません。